

流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

1 条例を制定する理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。）が平成25年6月14日付けで公布、平成26年4月1日付けで施行された。これにより介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、市の条例により定めることが義務付けられたことから制定するものです。

2 条例で規定する主な内容

- (1) 指定に係る申請者の要件◎
- (2) 秘密保持◎
- (3) 従業者の員数◎
- (4) 管理者◎
- (5) サービス提供拒否の禁止◎
- (6) 指定介護予防支援の業務の委託○
- (7) 管理者の責務○
- (8) 運営規程○
- (9) 事故発生時の対応◎
- (10) 記録の整備○
- (11) 指定介護予防支援の基本取扱方針○
- (12) 指定介護予防支援の具体的取扱方針○

3 基準の類型

条例の制定に当たっては、厚生労働省令により基準が示されており、当該基準には次のような拘束力による類型があります。

- (1) 従うべき基準 条例の内容は必ず適合しなければならない基準で

あり、当該基準に従う範囲内において地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。

(2) 参酌すべき基準 地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。

※上記の条例で規定するものについては、従うべき基準に◎印、参酌すべき基準に○印を付しています。